

# 重要事項説明書（共同生活住居名称：コーポ久保）

（令和6年6月1日現在）

## 1 事業者の概要

名称	合同会社はるもにあ
法人所在地	広島県尾道市山波町343番地
電話番号	0848-37-6101
代表者氏名	職務執行者 榎 計人

## 2 事業所の概要

事業所の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所の名称	コーポ榎ヶ峰
事業所の所在地	広島県尾道市栗原東二丁目17番86号
事業所の電話番号	0848-37-6600
事業所番号	3421150123
事業所開設年月日	令和6年4月1日指定
サービスの実施地域	尾道市 及び 周辺地域
主たる対象者	知的障害又は精神障害の方で障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
共同生活住居名称	コーポ久保
入居定員	5名
サービスの目的	利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行なうものとする。
運営方針	地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 3 事業所の設備等の概要

居室の種類	設置数	利用形態	備考
居室	5室	個室	全室エアコン、ベッド、カーテン完備
事務室・相談室	1室	個室	パソコン・テーブル・椅子
食堂・厨房・談話室	1室	共有	IH調理器、炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、ダイニングテーブル、椅子、ソファ・液晶テレビ・エアコン・掃除機等
洗濯場（屋外）	1カ所	共有	全自動洗濯機
洗面所	1カ所	共有	洗面化粧台
脱衣室・浴室	1室	共有	洗面化粧台・浴槽・シャワー
トイレ	3カ所	共有	洋式便器 2台・小便器 1台

## 4 事業所の職員体制及び勤務体制

職種	人数	職務内容
管理者	1名（常勤）	事業所の従事者及び業務の管理を行います
サービス管理責任者	1名	利用者の適切な支援内容を把握し、個別支援計画を作成・管理します
世話人	1名以上	利用者の日常生活上の必要な支援、相談援助等を行います

生活支援員	1名以上	食事や入浴等の介助を行なうと共に、生活能力の向上に係る支援や相談助言を行ないます
夜間支援従事者	1名以上	夜間の緊急時に電話での呼び出し等に対応できるよう、連絡体制を確保します

職 種	勤 務 体 系
管理者	9：00～18：00（世話人の業務を兼務）
サービス管理責任者	8：00～17：00（生活支援員の業務を兼務）
世話人	8：00～18：00の間の4時間～8時間
生活支援員	8：00～18：00の間の4時間～8時間
夜間支援従事者	18：00～翌8：00

## 5 訓練等給付費対象サービスの内容

相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、自立に向け適切な相談援助を行います
食事	夕食は世話人等が、栄養と各人の嗜好を考えて献立、調理等を支援します。
日常生活等	清潔保持・居室の整理整頓等の援助を行います。 身だしなみについても、清潔等に留意し利用者の好みにより助言します。
活動支援	就労支援(福祉的就労も含む)や地域活動への参加支援など、利用者が主体的な生活を営めるよう支援します。必要に応じて関係機関と連絡調整を行います。
金銭管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理が困難な場合、必要に応じて個々の能力に応じた方法で支援します。
健康管理	世話人等と連携する訪問看護事業所により、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時には、必要により主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。
入院・帰省に関する支援	入院や帰省時は必要に応じて、家族に代わり、また家族と協力して支援します。

## 6 利用料金

### (1) 訓練等給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料全体の1割の額を事業者へお支払いいただきます（定率負担または利用者負担といえます）。

尚、定率負担または利用者負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

自己負担額については、障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### ◎訓練等給付費対象サービス

項 目	単位数	
共同生活援助サービス費（I）（世話人の配置6：1以上）	区分1以下	171単位/日
	区分2	188単位/日
	区分3	297単位/日
	区分4	372単位/日
	区分5	456単位/日
	区分6	600単位/日
人員配置体制加算（I）（加配12：1）	区分3以下	77単位/日
	区分4以上	83単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	10単位/日
夜間支援等体制加算（Ⅲ）	10単位/日
日中支援加算（Ⅱ） 利用者1人	区分3以下 270単位/日 区分4以上 539単位/日
日中支援加算（Ⅱ） 利用者2人以上	区分3以下 135単位/日 区分4以上 270単位/日
入院時支援特別加算（イ）	561単位/日
入院時支援特別加算（ロ）	1122単位/日
感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月
医療連携体制（Ⅶ）	39単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位×147/1000

◎訓練等給付費対象外サービス

基本利用料 （部屋代）	25,000円/月 特定障害者特別給付費の支給対象の方は10,000円の補助を受けられます
設備利用負担金	5,000円/月 共同生活に必要な日用品や備品の購入、施設設備の維持・修繕に利用します ※浄化槽維持管理費も含まれています
食材費	夕食 400円/食
お弁当（佐くら）	昼食 481円/食、夕食680円/食
水道光熱費	実費（各居室に電気メーターを取付しています） 共用部分の電気代、水道代は入居人数で按分します
電話代	実費
入院に関する支援	入院の手続きや衣類の準備等の支援を行った場合の代金や駐車料金等の経費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行した際の経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎代（瑠璃の屋形のみ） 50円/回</li> <li>・サービス提供記録等の複写 10円/枚</li> <li>・証明書諸書類の発行に係る経費 実費</li> <li>・同行支援等の送迎等に係る費用 実費（JR運賃、橋代、高速代等の交通費）</li> <li>・車両使用の燃料代として 20円/km</li> </ul> <p>（日常生活に必要な買い物・連携する医療機関へ受診は基本的に燃料費の請求をしません）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外で、利用者に負担していただくことが適当であるものの費用</li> </ul>

月途中に入居される場合または月途中に退居される場合は、基本利用料、設備利用負担金、共用部分の水道光熱費を日割り計算（1ヶ月を30で割る）して請求致します。

15日以上入院された場合の基本利用料（部屋代）は半額に減額し請求致します。また設備利用負担金と共用部分の電気代、水道代は日割り計算をして請求致します。

但し実費部分（食材費、個別電気料金等）や立替金（お弁当等）については全額請求致します。

居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。また他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をして頂くことがあります。

また、荷物の引き取りについて定められた期間（2週間）を過ぎても引き取りがない場合は当事業所にて、送付又は処分させていただきます。

送付又は処分に係る費用は、利用者の負担となります。

## 7 料金の支払方法

利用料につきましては、月末で締めて翌月15日頃に請求書を送付させていただきますので、翌月の末日までに現金・振込によりお支払いください。

振込先 広島銀行 尾道栗原支店 普通 3197457  
合同会社はるもにあ

## 8 個人情報の保護

事業所及び従事者は、業務上知り得た利用者またはそのご家族の個人情報を保護します。また、退職後においてもこれらの個人情報を保護します。

但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、個人情報使用同意書に基づき情報提供をいたします。

## 9 緊急時の対応と協力医療機関

利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、(別紙)重度化した場合における対応に係る指針に基づき速やかに事業所が定める協力医療機関又は医療連携委託先の訪問看護事業所もしくは利用者の家族、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

### 【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

### 【緊急連絡先】

氏名		続柄：
住所		
電話番号		

### 【協力医療機関】

医療機関名	医療法人ふじえ 松山内科
所在地	広島県福山市藤江町1724-1
電話番号	084-935-7631

### 【協力歯科医療機関】

医療機関名	医療法人至誠会 井上歯科クリニック
所在地	広島県尾道市久保二丁目1番5号
電話番号	0848-38-2080

### 【医療連携委託先訪問看護事業所】

訪問看護事業所名	訪問看護長江
所在地	広島県尾道市山波町343番地
電話番号	0848-38-2130

## 10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応します。
防火管理者	槇 計人
消防訓練・避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	消火器、自動火災警報器、懐中電灯、救急箱

## 11 損害賠償保険の加入について

事業者は、従事者の起因により利用者がケガ及び事故をした場合の補償等のため下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険種類	超ビジネス保険（事業活動包括保険）

## 12 苦情に関する相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者	藤原 靖子
ご利用時間	9時00分～17時00分
電話番号	0848-37-6600
その他	ご意見箱を事業所玄関に設置

(2) 第三者委員

事業所・担当者	一般社団法人 えにし 理事長 香山 京子
ご利用時間	9時00分～17時00分
所在地	広島県尾道市美ノ郷町中野1080-1
電話番号	0848-48-5152

※第三者委員制度とは、苦情や虐待について適切に対応するため、利用者、関係者以外の公正、中立な立場の方に、双方に対する助言など、問題解決に働きかけていただく制度です。

(3) 行政機関

機関名	尾道市役所社会福祉課障害福祉係
ご利用時間	8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く月～金曜日)
所在地	広島県尾道市久保1丁目15-1
電話番号/FAX	0848-38-9124/0848-37-7260

機関名	広島県福祉サービス運営適正化委員会
ご利用時間	8時30分～17時00分(祝日・年末年始を除く月～金曜日)
所在地	広島県南区比治山本町12-2
電話番号/FAX	082-254-3419/082-569-6161

## 13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

#### 1.4 ハラスメント対策に関する事項

事業所は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントの防止のため次の措置を講ずるものとします

- ① 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従事者に周知し啓発を行います。
- ② ハラスメント指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ③ 従事者に対し、ハラスメント対策についての研修を定期的実施します。

#### 1.5 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- ② 事業所は定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1.6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね3ヶ月に1回開催します。  
その結果を、従事者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1.7 身体拘束の禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 1.8 記録の整備

事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備しその完結の日から5年間保存するものとします。  
事業所は、前項に規定する事項を記載した文書を紙媒体もしくは電磁的記録様式にていつでも関係者に閲覧させることが出来るものとします。

#### 1.9 留意事項

当事業所をご利用いただく際に留意していただきたい事項は下記のとおりです。  
場合によりサービスの利用契約を解除させていただく事もあります。

##### ・居室、設備、器具の利用

居室、設備、器具は、本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

##### ・外出、外泊の届出

自由に外出できますが、ケガを負ったり行方不明になるなどの被害が発生した場合、責任を負いかねます。事前に届出て安全な方法で出掛けてください。

- ・宗教活動、政治活動、営利活動

思想、信仰は自由です。ただし他の利用者や職員に対する布教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

- ・外部機関の介入

利用者自身の自傷行為や他の利用者や職員への暴力を行なう等、心身の状態に危険が生じた場合、警察と連携して対応する場合があります。

## 利用者が重度化した場合における対応に係る指針

### 1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

- (1) 医療連携委託先「訪問看護 長江」との24時間オンコール体制に基づき、担当看護師や協力医療機関「松山内科」の医療関係者と密接に連絡を取り合い、適切に処置を行う。

#### 【協力医療機関】

医療機関名	医療法人ふじえ 松山内科
電話番号	084-935-7631

#### 【医療連携委託先】

訪問看護事業所名	訪問看護長江
電話番号	0848-38-2130

### 2. 入院期間中における共同生活援助住居の居住費や食費の取扱いに関して

- (1) 重要事項説明書に明記し、入居時に説明するものとする
- (2) 居住費は14日以内の入院の場合は全額徴収、15日以上入院の場合は半額に減額する
- (3) 設備利用負担金については15日以上入院の場合は日割り計算とする
- (4) 共用部分の電気代及び水道代についても(3)と同様とする
- (5) 食材費は実食部分のみとする。



令和 年 月 日

指定障害福祉サービス事業所「コーポ楨ヶ峰」の提供及び利用開始にあたり、  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 コーポ楨ヶ峰

説明者氏名

私は本書面に基づいて事業者から、指定障害福祉サービス事業所「コーポ楨ヶ峰」の提供及び  
利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印 ( 続 柄 : )

極度額 500,000円